

フォルテの届出概要について(法附則第 5 条第 1 項)

- 1 届出者 株式会社エフエフオー、株式会社藤越
- 2 届出日 平成 17 年 10 月 7 日
- 3 店舗の名称 フォルテ
- 4 店舗設置者 株式会社エフエフオー、株式会社藤越
- 5 店舗所在地 柴田郡大河原町字小島 2 - 1 外
- 6 変更をしようとする事項
 - (1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前) 10:00 から 21:00 まで
 (変更後) 9:00 から 23:00 (ヨークベニマル以外は 22:00) まで
 - (2)来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 駐車場 1、3 ~ 11 : 9:30 から 21:30 まで
 駐車場 2 : 9:30 から 翌 3:30 まで
 駐車場 12 : 9:30 から 翌 2:30 まで
 (変更後) 駐車場 1 ~ 3 : 8:00 から 翌 1:30 まで
 駐車場 4 ~ 12 : 9:30 から 22:00 まで
 - (3)荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 (変更前) 7:00 から 21:30 まで
 (変更後) 6:00 から 22:00 まで
- 7 変更をする日 平成 17 年 11 月 3 日
- 8 変更に係るもの以外の事項

(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、店舗面積

氏名又は名称	店舗面積 (㎡)	取扱商品
(株)ヨークベニマル	4,480	食料品、衣料品、その他
(株)大創産業	2,016	身回品、雑貨
(株)パラマウントスポーツ	761	スポーツ用品
マルホン(株)	751	衣料品
外 43テナント	14,010	
合計	22,018	

- (2)駐車場の収容台数 : 954台
- (3)駐輪場の収容台数 : 64台
- (4)荷さばき施設の面積 : 616㎡ (C-1:315 C-2:184 C-3:117)
- (5)廃棄物保管施設の容量 : 261㎡ (D-1:38 D-2:213 D-3:10)
- (6)駐車場の出入口の数 : 27箇所

9 今後の事務手続き等

- ・公告月日：平成 17 年 10 月 18 日
- ・縦覧期間：公告の日から平成 18 年 2 月 20 日まで (4 か月)
- ・地元説明会：平成 17 年 10 月 20 日
- ・大規模小売店舗立地専門委員会 (第 1 回目): 平成 17 年 月 日
- ・市町村等からの意見書提出期限：平成 18 年 2 月 20 日 (公告の日から 4 か月以内)
- ・県の意見の通知期限：平成 18 年 6 月 18 日 (届出の日から 8 か月以内)